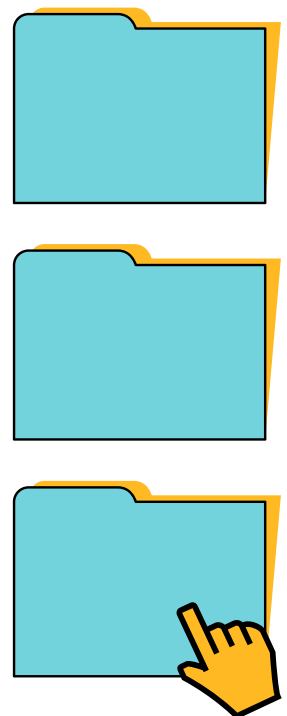


準備できてますか？

# 改正 電子帳簿保存法



**Yamaichi  
Magazine  
Vol,11**



# TABLE OF CONTENTS

01 電子帳簿保存法とは

---

02 電子帳簿保存法の  
対象となる文書

---

03 認められている保存方法

---

04 法改正で何が変わる？

---

05 要注意！  
電子データ保存の厳格化

06 改正まとめ表

---

07 電子化を推進するメリット

---

08 検討すべき対応とは？

---

09 グルメ

# 電子帳簿保存法とは？

企業が日々事業を行うなかで、請求書や納品書などの取引に関する書類や取引内容を記載した仕訳帳など多くの国税関係帳簿書類が発生します。

これらの帳簿書類を紙で管理している企業は、月別・組織別にナンバリング・ファイリングして保存していますが、社内での紙のやり取りを伴う非効率な業務、保管場所・コスト、管理に関する手間など様々な問題があります。このような問題をデータにより解決するために施行された法律が、電子帳簿保存法です。



## 大きく法改正されます。

当初、2022年1月1日から義務化が開始する予定であった電子取引に関わる電子データの保存義務について、2023年12月31日までの猶予期間が設けられることが示されました。

### 条件

- やむを得ない事情があると所轄税務署長が認めている。（申請不要）
- 電子取引情報のうち電子データ受領分を印刷して提示できる状態である。

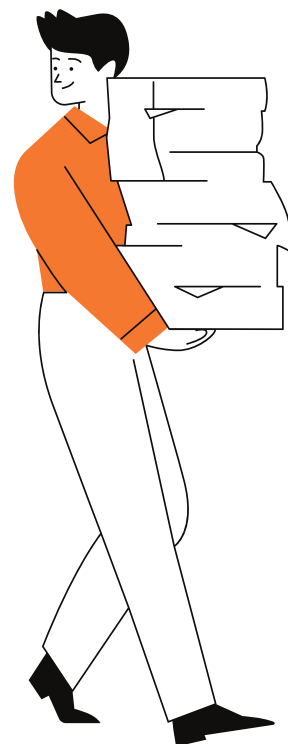
帳簿類の電子化やペーパーレス化が進む現代において、電子帳簿保存法は確実に押さえておかなければならない法律の一つです。今回は、改正のポイントを分かりやすく解説します。猶予期間に、義務化開始への準備を行っていきましょう！

# 電子帳簿保存法の対象となる文書

電子帳簿保存法で電子保存が可能な書類は、国税関係帳簿書類です。具体的な種類としては、次のものが挙げられます。

国税関係帳簿	<ul style="list-style-type: none"><li>● 仕訳帳</li><li>● 補助元帳</li><li>● 現金出納帳</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総勘定元帳</li><li>● 売上台帳</li><li>● 買掛金元帳</li></ul> など
決算関係書類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 貸借対照表</li><li>● 損益計算書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 棚卸表</li></ul> など
取引関係書類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 契約書</li><li>● 請求書</li><li>● 見積書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 納品書</li><li>● 注文書</li><li>● 領収書</li></ul> など
電子取引	<ul style="list-style-type: none"><li>● 電子決済</li><li>● メール添付</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● EDMデータ</li></ul> など

対象となる書類の範囲は幅広いですが、なかには対象とならない書類もあります。具体的には、手書きで作成した総勘定元帳や、仕訳帳といった主要簿、同じく手書きで作成した請求書や補助簿といったものが当てはまりません。これらの書類は、スキャナ保存をしても、紙の原本のまま保存するものもあるので注意しておきましょう。



# 認められている保存方法



## ■ 電磁的記録での保存方法

ハードディスクなどのメディアでの保管、クラウドサービスを利用してサーバーに保管する方法です。

## ■ 紙データをスキャナで保存する方法

取引した紙の書類を電子データに変換し、電子文書として保存する方法です。スキャナでの保存は改ざんを防止する観点から、システム要件や日数制限が定められています。

## ■ 電子取引データの保存方法

請求書・領収書等のうち、電子データで受領する書類や電子明細は、利用者がデータを改ざんできないクラウドサービスを利用していれば、タイムスタンプは不要で保存可能です。

# 法改正で何が変わる??

書類の電子保存を進めるための要件緩和が行われることにより企業のペーパーレス化への取り組みが加速することが期待されます。一方で要件緩和だけでなく、運用面で厳格化された点もあります。

個人事業主から法人まで、すべての事業者に影響があるため、改正内容を正しく理解しておきましょう。



## 4つのポイント



### ✓ 税務署長の事前承認が不要に

事前承認制度が廃止されると、事務手続きの負担が劇的に軽減され、導入フローも簡素化されるので、いつでも好きなタイミングで開始することができますようになります。なお、電子取引は現行法でも事前申請が不要でしたので、これにより国税関係帳簿・書類、電子取引すべてのデータ保存に対して「事前申請が不要」になります。

### ✓ タイムスタンプ要件の緩和

タイムスタンプとは、「その時刻に、そのデータが存在しており、改ざんがおこなわれていない」ことを証明するものです。これまでは発行者側と受領者側の双方にタイムスタンプの付与が必須とされていましたが、改正により、適した管理をおこなっていれば、受領者側のタイムスタンプは不要となります。

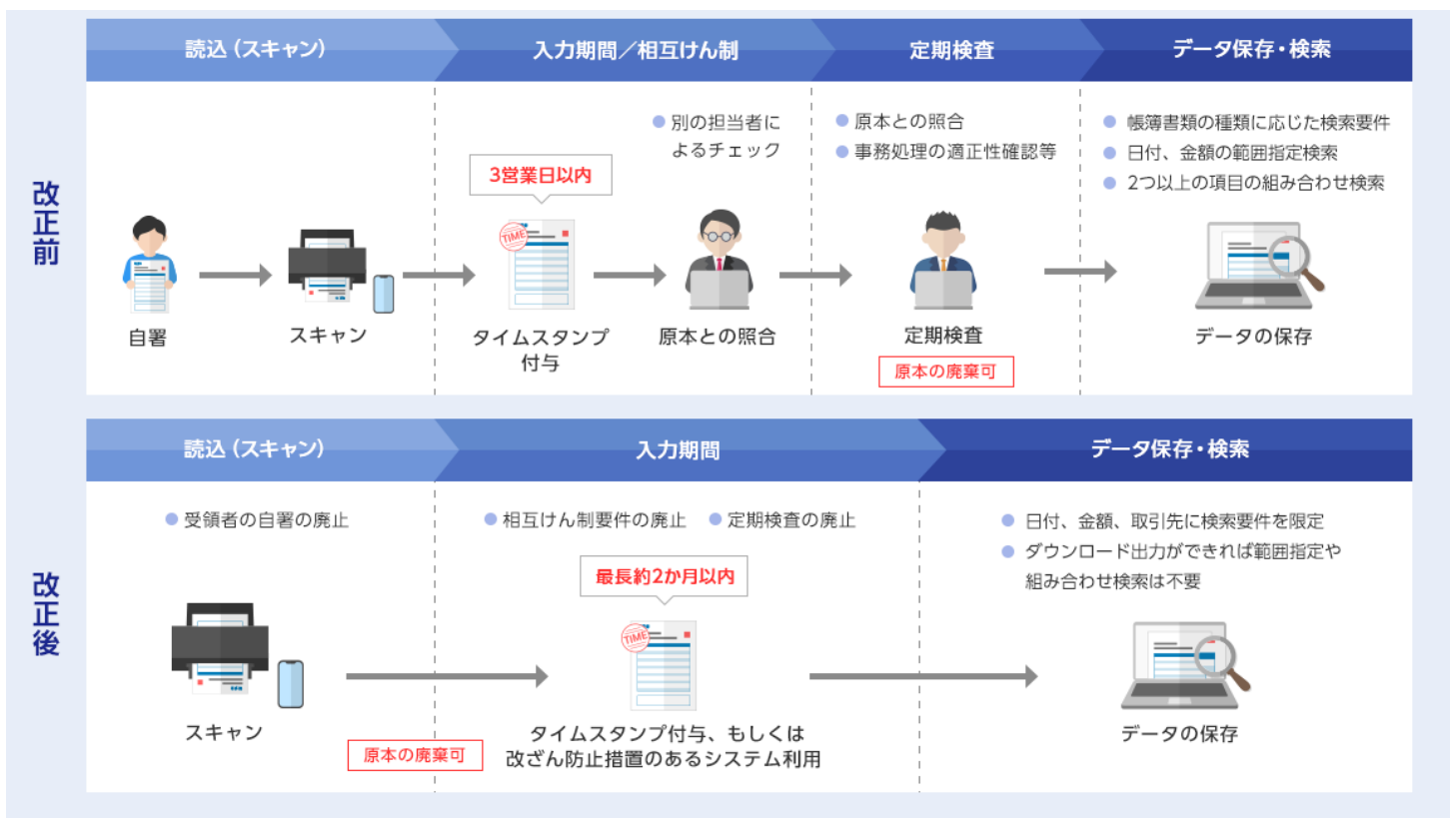
## ✓ 適正事務処理要件の緩和

スキャナ保存に関して、内部統制の一環として不正防止の観点から必要だった「社内規程の整備」や「相互けん制」「定期的な検査」といった適正事務処理要件が廃止されます。これにより、定期検査に必要だった原本が不要となり、スキャン後すぐに廃棄することができるようになります。

## ✓ 検索要件の緩和

国税関係帳簿・書類の電子データ・スキャナ保存について、検索性の要件が、今後は日付・取引金額・取引先の3項目に限定されます。またスキャナ保存は、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じる場合、範囲指定および項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要になります。

## ▼ スキャナ保存要件のイメージ





# 要注意！電子データ保存の厳格化

データで授受した請求書などの国税関係書類について、現行法では紙での保存が認められていますが、改正後は、全ての企業に対し、データで受け取った書類の出力保存が原則「**不可**」となります。電子取引は、紙の文書ではなくデータで授受する方法すべてが該当します。また、データ保存に際しては、受領した書類データにタイムスタンプを付与し、検索要件を満たした状態で保管することが求められます。

## 電子取引とは？

電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことをいいます。  
電子メールやクラウドサービス、EDIシステムなどによる取引情報の授受がこれにあたります。



### 電子メール

電子メールにより、  
請求書や領収書などのデータを受領。



### ホームページ

インターネットのホームページから、  
請求書や領収書などのPDFをダウンロード。



### クラウドサービス

クラウドサービスを利用し、  
電子請求書や電子領収書を受領。



### カード

クレジットカードや交通系ICカードの利用明細の  
クラウドサービスにより、請求書や領収書などを受領。



### ペーパーレスFAX

ペーパーレスFAXで、請求書や領収書  
などのPDFファイルを受領。



### DVDなどの記録媒体

DVDなどの記録媒体により、  
請求書や領収書などのデータを受領。



### EDIシステム

EDIシステムの利用。

また、要件緩和により電子帳簿保存を行いやすくなる一方、不正行為の抑止策が強化されます。電子データの記録に改ざん等が把握された場合には、通常課される重加算税の額にさらに当該申告漏れに対する税額の10%の金額が加算されます。





# 改正まとめ表

改正前



改正後



	項目		
緩和	承認制度廃止	開始3ヶ月前までに所管の税務署に申告	事前承認不要
	適正事務処理要件廃止	書類受領後に受領者が自署した上で3日以内にタイムスタンプ付与	自署・・・不要 タイムスタンプ・・・不要
	タイムスタンプ要件緩和	取引年月日・取引金額・勘定項目など複雑な検索条件が必須	取引年月日・取引先 取引金額のみ
	検索要件緩和	関連社内規定を整備が不可欠 紙ベースの原本・2名以上で対応	廃止
強化	紙出力による代替措置廃止	電子取引データをプリントアウトした紙保存による代替措置が可能	電子取引データで保存が必要
	罰則規定	なし	重加算税に本税の10%に相当する金額が上乗せされて課税

## 電子化を推進するメリット

### 経理業務の負担軽減



帳票量が多くても必要な情報を簡単に検索が可能に。  
手間や時間を削減できます。

### テレワーク対応



書類の内容確認や保存管理のための出社が不要に。  
遠隔地からデータ確認できます。

### 印刷・保管コスト削減



印刷にかかるコスト削減が実現  
保管の手間や保管場所が不要になり  
業務削減やオフィス省スペース化に。

### セキュリティ強化



クラウド環境への保存で、紛失・減省  
リスクが削減されます。定期的なバックアップでデータ消去防止にも。

# 検討すべき対応とは??

国税関係帳簿・書類および電子取引データは、規定の要件に沿って保存されていないと、税法上の帳簿・書類として認められません。今回の改正では、電子取引に関する「複合機」「メール」「EDI」「販売管理システム」などについて、要件対応が求められることとなります。自社で利用している各システムにおいて、確実な対応ができるか確認しておきましょう。

## スキャナ保存制度で求められる主なシステム要件

- 訂正または削除の事実および内容の確認等が行えること
- 日付・金額・取引先を検索条件として設定できること
- 税務職員による質問検査権に基づきデータをダウンロードできること

## 電子取引で求められる主なシステム要件

- 日付・金額・取引先を検索条件として設定できること
- 速やかにタイムスタンプを付与すること（事務処理要件を定めて運用可）
- 税務職員による質問検査権に基づきデータをダウンロードできること

現在、電子帳簿保存法の要件を満たしているシステムやサービスには、「JiIMA認証」を取得しているものがあります。これは公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が発行する認証で、電子帳簿、スキャナ保存、電子取引それぞれに法的要件を満たしているかを認定しています。こうした認証制度を、自社システムが法律に準拠しているかの確認やシステム選びの際に参考にするのもよいでしょう。

詳しくは、ヤマイチテクノの営業担当まで  
お気軽にお問い合わせください📞



# グルメ

## もつ焼き



## のんき



東京の美味しいもつ焼きが大阪で食べられる！  
大阪ではまだまだ数少ないもつ焼きのお店です。  
私のオススメはハツ、シロタレ。この2つはマスト（笑）  
味噌ベースで煮込んだもつ煮も絶品で、お酒がすすみます〜🍷  
関西ではあまりないホッピーも飲めちゃいます！



### 🏠 店舗情報

大阪環状線 JR福島駅 徒歩2分

定休日なし

050-5593-9151

Yamaichi magazine Vol,11  
準備できてますか？  
改正電子帳簿保存法

発行日	2022年1月5日
著者	晒 瑞季
発行者	販売推進室
HP	 ← 株式会社ヤマイチテクノ公式HP  ← yamaichi magazine バックナンバー

※無断転載、複製はご遠慮ください。